

標準策定・維持管理部会の運営の方針  
2010.11.21 部会総会承認、2011.5.12 理事会承認

1. 部会運営における意思決定方針

1. 1 部会の会議は必要に応じ部会員の要請により部会長もしくは部会長が指名する部会員が招集する。

1. 2 会議は、以下の3つとする。

1) 懇談会：定足数を設定せず意見交換を行うために対面形態で開催するものをいう。

2) 部会総会：定足数を設定し、部会として意思決定を行うために対面形態で開催するものをいう。

3) メール総会：部会として意思決定を行うために、議案についてメールで賛成または反対を期限を切って問う型式で開催するものをいう。定足数の概念を要しない。

1. 3 部会総会の定足数

定足数は、部会員の過半数の出席（現状では8名）とする。

1. 4 部会の運営等（個別のJAMI標準案に関連する事項を除く）に関する意思決定は、以下を原則とする。

1) 原則として部会総会を開催して行う。ただし、急ぐ場合やそれほど重要でない事項については部会長の判断によりメール総会で意思決定を行う。この場合に、1人以上の部会員からメール総会での審議が適切でないとする意見が表明された場合には、部会長はメール総会を取りやめ、新たに部会総会を開催して意思決定を行う必要がある。

2) 意思決定は原則として全ての部会員の合意により意思決定を行うものとする。部会員総会に欠席した部会員の意思は、部会総会の後に、メール等で部会長が確認し合意をとるものとする。ただし意思確認のためのメールから10日以内にその部会員から何ら賛否の意思表示がない場合には承認（賛成）したもの

とみなす。

メール総会においては、議案発議の日から原則として10日以上先の期日を設定してメールで全員の合意をとるものとする。ただし、期日までに議案に疑義が判明し修正の必要があった場合には、必要なら部会長の判断でさらに期日を延長することができる。

期日以内に部会員から何ら賛否の意思表示がない場合にその部会員は賛成したものとみなす。また期日までに不承認意見があった場合には当該議案は否決されたものとみなし、期日を待たずにメール総会での審議を終了する。

以上